

工事請負契約における契約の保証に関する取扱い

この取扱いは、男鹿市建設工事に係る契約の履行保証について、男鹿市財務規則（平成17年男鹿市財務規則第39号。以下「規則」という。）第123条及び第124条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

1. 契約の保証対象及び原則

- (1) この取扱いの対象とする工事は、予定価格が1件500万円以上の工事請負契約とする。
- (2) 契約の保証については金銭的保証を原則とし、契約権者は、落札者に対し、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一を求めるものとする。なお、契約事項第4条第1項第3号の「銀行、甲が確実と認める金融機関」については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。
 - ① 契約保証金（現金）の納付
 - ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ③ 銀行等又は保証事業会社の保証
 - ④ 公共工事履行保証証券による保証
 - ⑤ 履行保証保険契約の締結
- (3) 供用開始時期等の関係から残工事の発注手続を行う時間がない場合等、履行保証措置として役務的保証を必要とする場合には、契約事項第4条において請負代金額の10分の3以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証を求めるものであるが、あらかじめ男鹿市建設工事入札制度実施要綱（平成17年5月制定）に規定する指名審査委員会においてその必要性を十分審査し、慎重に取扱うものであること。
- (4) 契約の保証は、1契約につき一つの保証を求めるものとし、二つ以上の保証を組み合わせることはできないものである。

2. 請負契約締結時における取扱いについて

請負契約は、落札日から5日以内に次に掲げるいずれかの保証が付されたことを確認の上、締結するものとする。ただし、落札者が(3)～(4)に掲げる保証を得るために5日を超える期間を要する場合は、規則第119条第1項ただし書に規定する期間の延長願（様式1）の提出を求めるものとし、保証書等の提出後、すみやかに締結するものとする。なお、工事請負契約書の「契約保証金」欄には、納付済の金額、保証書記載の保証金額等を、「納付の方法」欄には、現金、有価証券、銀行の保証等の方法を記載するものとする。また、(3)～(4)に掲げる保証契約等の申し込みにあたっては、工事請負契約書案を必要とする場合があるので、契約権者は、落札者決定後すみやかに落札者に対し、契約年月日（落札者が保証を得るために要する期間を考慮して契約権者が定める日を記載するものとする。）、契約金額等を記載した工事請負契約書案を交付するものとする。

(1) 契約保証金の場合

- ① 契約権者は、落札者から契約保証金を納付する旨の申し出を受けたとき、工事担当課から発行される請負代金額の10分の1以上の金額を記載した納入通知書（規則第19号）により、金融機関で納付させるものとする。納期限は工事請負契約書案に記載した契約年月日とする。ただし、落札の通知を受けた日から5日を経過する日の金融機関取扱時間終了

後に納入する場合等、納入通知書によることができない場合にあっては、契約権者は、現金取扱員に契約保証金を受領させるものとする。また、納付の際、工事担当課では歳入歳出外現金整理簿（規則様式第75号）及び歳入歳出外現金出納簿（規則様式第75号）を作成するものとする。

- ② 現金取扱員は、落札者から契約保証金を受領したときは、落札者に対し現金領収印を押した領収証書（規則様式第19号）を交付するとともに、現金等払込書（規則様式第21号）により指定金融機関等に払い込むものとする。
- ③ 契約権者は、落札者による契約保証金の領収証書の提示又は領収済通知書により納入されたことを確認のうえ、請負契約を締結するものとする。
- ④ 契約権者は、契約者から工事完成時に契約保証金を還付するための契約者の口座振替銀行及び口座銀行を記載した契約保証金還付口座振替申出書（様式2）を徴し、領収証書の写しとともに工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

（2）契約保証金に代わる担保としての有価証券等の場合

- ① 契約保証金に代わる担保としての有価証券等は、規則第104条第2項各号に掲げる担保とする。
- ② 契約者は、落札者から、契約保証金に代わる担保としての有価証券等を納付する旨の申し出を受けたときは、保管有価証券納付書（様式3）の提出を求めるものとする。
- ③ 契約権者は、落札者から、保管有価証券納付書の提出を受けたときは、出納機関に対して保管有価証券受入通知書（様式4）を送付する。
- ④ 出納機関は、保管有価証券受入通知書を受けたときは、これを審査し、落札者から保管有価証券を徴し、保管有価証券受領書（様式5）を交付する。また、保管有価証券出納簿（規則様式第76号）及び保管有価証券整理簿（規則様式第76号）を整備するものとする。
- ⑤ 契約権者は、落札者から、保管有価証券受領書の提示を求め、保管有価証券の総額が請負代金額の10分の1以上の金額であること等、記載事項に誤りがないかを確認の上、請負契約を締結するものとする。
- ⑥ 契約権者は、保管有価証券受領書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

（3）銀行等又は保証事業会社の保証の場合

- ① 契約権者は、落札者から、工事請負契約についての銀行等又は保証事業会社の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、保管保証書受領書（様式6）を交付し、工事請負契約を締結するものとする。
 - イ 名宛人が契約権者であること。
 - ロ 保証人が、銀行等又は保証事業会社であり、押印があること。
 - ハ 保証委託者が落札者であること。
 - ニ 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。
 - ホ 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - へ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - ト 保証金額が契約保証金額以上であること。
 - チ 保証期間が工期を含むものであること。
 - リ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
- ② 工事請負契約を締結後、保証書は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険の場合

- ① 契約権者は、落札者から、工事請負契約についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合は、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結するものとする。
 - イ 債権者（履行保証保険の場合は、被保険者）が契約権者であること。
 - ロ 保証人（履行保証保険の場合は、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 債務者（履行保証保険の場合は、保険契約者）が落札者であること。
 - ニ 公共工事前用保証契約基本約款（履行保証保険の場合は、履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合は、保険契約を締結した旨）の記載があること。
 - ホ 主契約の内容（履行保証保険の場合は、契約の内容）としての工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - ヘ 保証金額（履行保証保険の場合は、保険金額）が請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合は、10分の3）以上であること。
 - ト 保証期間（履行保証保険の場合は、保険期間）が工期を含むものであること。
- ② 工事請負契約を締結後、公共工事履行保証証券に係る証券は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

3. 工事完成時の取扱い

(1) 契約保証金の場合

- ① 工事完成後、契約者は契約権者に対し、歳入歳出外返還請求書（様式7）を提出する。契約権者は、歳入歳出外現金整理簿及び歳入歳出外現金出納簿を作成し、歳入歳出外現金払出通知書（様式7-1）を出納機関に対し通知する。なお、支出調書には、還付する目的が契約保証金の契約の相手方の義務履行による還付であり、還付する相手方の口座振替銀行、口座番号を記載するものとする。
- ② 出納機関は、歳入歳出外現金払出通知書の送付を受けたときは、これを審査し、口座振替により支払うものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の場合

- ① 契約権者は、契約者に対し、保管有価証券返還請求書（様式7）を求めるものとする。
- ② 契約権者は、契約者から保管有価証券返還請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等を審査し、保管有価証券払出通知書（様式7-2）に保管有価証券返還請求書を添付して出納機関に提出するものとする。なお保管有価証券返還請求書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
 - イ 保管有価証券返還請求書に押印された印鑑が保管有価証券納付書に押印されている印鑑と同一であること。
 - ロ 保管有価証券返還請求書の記載事項が保管有価証券納付書の内容と同一であること。
- ③ 出納機関は、契約権者から保管有価証券払出通知書を受領したときは、これを審査し、契約権者の受領印を徴し、保管有価証券を払い出す。

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証の場合

契約権者は、契約者から工事目的物の引き渡しを受けたときは、保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）を請負者を通して銀行等に返還するものとする。ただし、保証事業会社の保証にあつては、保証書の返還を要しない。なお、保証書を請負者に交付する際には、請

負者から保証書を受領した旨の保管保証書領収書(様式8)を提出させ、保管保証書領収書及び保証書の写しを工事請負契約書に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険の場合

契約権者は、請負者から工事目的物の引き渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る証券(異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。)をそのまま工事請負契約書に綴っておくものとする。

4. 請負代金額の増額変更時の取扱い

契約権者は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合(軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。)で契約保証金の金額(公共工事履行保証証券による保証の場合は、保証金額、履行保証保険の場合は、保険金額)が変更後の請負代金額の100分の5(役務的保証を付した場合は、100分の15)以下になるときは、契約保証金の金額(銀行等の保証の場合は、契約保証金の金額又は契約保証金の金額及び保証金額、公共工事履行保証証券による保証の場合は、保証金額、履行保証保険の場合は、保険金額)を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更するものとする。

(1) 契約保証金の場合

契約権者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、「2 請負契約締結時における取扱いについて」の例により、増額する分に相当する金額を徴するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の場合

契約権者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとするときは、「2 請負契約締結時における取扱いについて」の例により、契約保証金の増額分に相当する金額の有価証券等を徴するものとする。

(3) 銀行等の保証又は保証事業会社の保証の場合

① 契約権者は、保証金額の増額変更を行おうとするときは、契約者に対して、証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の銀行等又は保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

② 契約権者は、請負者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を変更するものとする。

イ 名宛人が契約権者であること。

ロ 保証人が、保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印があること。

ハ 保証金額を変更する旨の記載があること。

ニ 保証に係る工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

ホ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

③ 工事請負契約の変更後、変更契約書は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険の場合

① 契約権者は、保証金額(履行保証保険の場合は保険金額)の増額変更を行おうとする場合、請負者に対して、保証金額(履行保証保険の場合は、保険金額)を変更後の請負代金額の10分の1(役務的保証を付した場合は10分の3)以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

② 契約権者は、契約者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項(公共工事履行保証証券の場合は、イからへ、履行保証保険の場合は、ロからト)等に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。

イ 債権者が契約権者であること。

ロ 保証人(履行保証保険の場合は、保険会社)の記名押印(印刷済みのものを含む。)が

あること。

ハ 債務者（履行保証保険の場合は、保険契約者）が契約者であること。

ニ 異動を承認する旨の記載があること。

ホ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

ヘ 増額後の保証金額（履行保証保険の場合は、保険金額）が変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合は10分の3）以上であること。

ト 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。

③ 工事請負契約の変更後、異動承認書は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

5. 請負代金額の減額変更時の取扱い

契約権者は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、契約者から契約保証金の金額（銀行等の保証の場合は、契約保証金額及び保証金額の両方又はいずれか、履行保証証券の場合は、保証金額）を変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合は10分の3）の金額以上に保たれる範囲で、特段の事情がないときは、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合は10分の3）以上に保たれる範囲で請負者の欲する金額まで減額変更するものとする。なお、保証保険の場合は、保険金額の減額が行われないこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

（1）契約保証金の場合

① 契約権者は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとするときは、契約者に対して、契約保証金の減額分につき保証金の返還を求める旨の契約保証金一部還付申請書（様式9）の提出を求めるものとする。

② 契約権者は、契約者から契約保証金一部還付申請書の提出を受けたときは、契約保証金一部還付申請書に記載の金額が契約保証金の減額分に相当する金額と同一であることを確認の上、「5 工事完成時の取扱い」の例により、減額分に係る契約保証金の還付事務を行うものとする。ただし、出納機関に対する払出通知には支出調書に代えて契約保証金一部還付請求書を添付するものとする。

（2）契約保証金に代わる担保としての有価証券等の場合

① 契約権者は、契約保証金の金額の減額変更（ただし、保管有価証券の可分性を考慮して、減額分を決定すること。）を行おうとするときは、契約者に対して、契約保証金の減額分につき保管有価証券の返還を求める旨の保管有価証券払出請求書（様式9-2）の提出を求めるものとする。

② 契約権者は、契約者から保管有価証券払出請求書の提出を受けたときは、当該払出請求書に記載の保管有価証券が当該請負契約に係る保管有価証券の可分性を勘案して適切なものであることを確認のうえ、「5 工事完成時の取扱い」の例により、保管有価証券の返還事務を行うものとする。

（3）銀行等又は保証事業会社及び公共工事履行保証証券の保証の場合

① 契約権者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、契約者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承諾書（様式10）を交付し、契約権者が指定する日に、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合は10分の3）以上に保つ範囲で減額変更する旨の銀行等若しくは保証事業会社が交付する変更契約書又は保険会社が交付する異動承認書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。

② 契約権者は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、4(3)②又は4(4)②に掲げる

事項等に誤りがないかを確認の上、変更契約書等を受理するものとする。

- ③ 工事請負契約の変更後、変更契約書等は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

6. 工期の延長の取扱い

契約権者は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するよう求めるものとする。ただし、保証約款等において、「契約権者が保証人に工期変更の通知を行ったときは、保証期間は工期の変更に応じて変更されたものとみなす」旨規定されている場合は、当該変更通知（様式 11）を行うものとする。なお、履行保証保険の場合にあつては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わずに差し支えなく

(1) 銀行等又は保証事業会社の保証の場合

- ① 契約権者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等又は保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。
- ② 契約権者は、請負者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。
- イ 名宛人が契約権者であること。
 - ロ 保証人が、保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印があること。
 - ハ 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - ニ 保証に係る工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - ホ 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- ③ 工事請負契約の変更後、変更契約書は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券の場合

- ① 契約権者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- ② 契約権者は、契約者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。
- イ 債権者が契約権者であること。
 - ロ 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 債務者が契約権者であること。
 - ニ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ホ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - ヘ 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- ③ 工事請負契約の変更後、異動承認書は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

7. 工期の短縮時の取扱いについて

工期の短縮を行おうとする場合で、契約者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。なお、履行保証保険の場合は、保険期間の短縮は行われないうこととなっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。

- ① 契約権者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、契約者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承諾書を交付し、契約権者が指定する日に、保証期間を変更後

の工期を含む範囲で短縮変更する旨の銀行等若しくは保証事業会社が交付する変更契約書又は保険会社が交付する異動承認書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。

- ② 契約権者は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、6(1)②又は6(2)②に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、変更契約書等を受理するものとする。
- ③ 工事請負契約の変更後、変更契約書等は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

8. 履行遅滞時の取扱い

契約権者は、履行遅滞が生じた場合において、契約事項第45条第1項の規定により損害金を徴収して工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあつては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続を行わなくて差し支えない。

- ① 契約権者は、保証期間の延長を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の銀行等若しくは保証事業会社が交付する変更契約書又は保険会社が交付する異動承認書(以下この項において「変更契約書等」という。)を提出することを求めるものとする。
- ② 契約権者は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、6(1)②又は6(2)②に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、変更契約書等を受理するものとする。
- ③ 工事請負契約の変更後、変更契約書等は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

9. 請負者の債務不履行による解除時の取扱い

契約権者は、契約事項第45条第1項各号の一に該当するときは、速やかに工事請負契約を解除(様式12)するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成させる見込みがあるときは、契約事項第45条第2項の規定により損害金を徴収して工事を完成させるものとする。なお、役務的保証を付した場合にあつては、契約事項第4条第1項の規定に基づき、保険会社に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求(様式13)するものとする。

(1) 契約保証金の場合

- ① 契約権者は、契約事項第45条第1項の規定に基づき契約を解除した場合は、契約保証金に係る歳入歳出外現金を歳入へ公金振替するため、公金振替票(規則様式第54号)を作成し、出納機関に送付するものとする。なお、公金振替票の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 出納機関は、契約権者から公金振替票の送付を受けたときは、これを審査し公金振替票を指定金融機関に送付する。指定金融機関から公金振替済通知書の送付を受けたときは、公金振替済通知書を契約権者に返送する。
- ③ 契約権者は、公金振替済通知書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- ④ 契約権者は、契約事項第45条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、契約者から納入通知書により超過額を徴収するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の場合

- ① 契約権者は、契約事項第45条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、保管有価証券払出請求書に契約解除通知の写しを添付して出納機関に送付するものとする。
- ② 出納機関は、契約権者から保管有価証券払出請求書を受領したときは、これを審査し、契約権者の受領印を徴して、契約権者に対し、保管有価証券を払い出す。

- ③ 契約権者は、契約事項第45条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、契約者から納入通知書により超過額を徴収するものとする。

(3) 銀行等の保証の場合

- ① 契約権者は、契約事項第45条第1項の規定に基づき契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額を記載した保証金請求書（様式14）、納入通知書、保証証書、解除通知の写しを銀行等に提出し、出納機関に調定票（収入命令）兼歳入簿（規則様式第16号）を送付するものとする。なお、保証金請求書及び納入通知書の写しは、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 契約権者は、契約事項第45条第2項に記載の違約金額が保証金額を超過している場合は、別途、契約者から超過額を徴収するものとする。

(4) 保証事業会社の保証

- ① 契約権者は、契約事項第45条第1項の規定に基づき契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は、保証金額を記載した特約保証金請求書（様式15）、納入通知書、保証証書、保証事業会社あて解除通知書及び解除通知の写しを保証事業会社に提出し、出納機関に調定票を送付するものとする。なお、特約保証金請求書及び納入通知書の写しは、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 契約権者は、契約事項第45条第2項に記載の違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、契約者から納入通知書により超過額を徴収するものとする。

(5) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険の場合

- ① 契約権者は、契約事項第45条第1項の規定に基づき、契約を解除したときは、納入金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額（履行保証保険の場合は、保険金額）が違約金の金額未満の場合は保証金額（履行保証保険の場合は、保険金額）を記載した保証金請求書、納入通知書及び解除通知の写し並びに公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社に提出し、出納機関に調定通知書を送付するものとする。なお、保証金額請求書及び納入通知書の写しは、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 契約権者は、契約事項第45条第2項に記載の違約金の金額が保証金額（履行保証保険の場合は、保険金額）を超過している場合は、別途、契約者から納入通知書により超過額を徴収するものとする。

10. 公共工事履行保証証券の規定による工事完成請求についての取扱い

- ① 契約権者は、契約事項第45条第1項各号の一に該当するときは、公共工事履行保証証券の規定に基づき、保険会社に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させよう請求するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込があるときは、契約事項第45条第2項の規定により損害金を徴収して工事を完成させるものとする。
- ② 契約権者は、①の請求を行おうとするときは、公共工事履行保証証券に係る証券に次に掲げる書類を添付して、保険会社に提出するものとする。
 - ア 保証債務履行請求書（様式16）
 - イ 債務不履行の事実及び請求額を証する書類
 - ウ 契約権者は、契約者に対して保証債務履行請求通知書（様式16-1）により、保険会社に①の請求を行った旨を通知するものとする。
- ③ 契約権者は、保険会社が選定した建設業者が、契約者と同等以上の資力及び能力を有し、かつ、同種類工事において同等以上の県の等級格付を受けている者であるときは、当該建設業者（以下「代替履行業者」という。）による代替履行を承認するものとし、代替履行業者

から契約事項第4条に基づく契約者の権利及び義務を承継する旨の通知を受けた場合には、承継を承諾するものとする。

- ④ 契約権者は、保険会社から保証金額を支払うことにより債務を消滅させる旨の申出を受けたときは、納入金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した納入通知書を保険会社に交付するものとする。なお、納入通知書の写しは、工事請負契約と一緒に綴っておくものとする。
- ⑤ 契約権者は、契約事項第45条第2項に記載の違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、契約者から超過額を徴収するものとする。

11. 現場説明書への記載事項

現場説明書に、別添の現場説明書記載例により、契約の保証についての説明事項を記載するものとする。なお、現場説明を行わない場合にあっても当該説明事項を記載した現場説明書及び契約事項を閲覧に供するものとする。

附 則

この取扱いは、平成17年5月13日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年10月1日から施行する。

この取扱いは、平成23年10月25日以降に入札公告を行う案件に適用する。